

議員提出議案第 25 号

尖閣諸島字名標柱設置のための上陸許可を求める意見書

このことについて、石垣市議会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出いた
します。

令和 7 年 12 月 15 日

提出者 仲嶺忠師

賛成者 仲間均

〃 箕底用一

〃 東内原とも子

〃 友寄永三

〃 長山家康

〃 後上里厚司

〃 伊良部和摩

〃 登野城このみ

〃 高良宗矩

〃 新里裕樹

石垣市議会

議長 我喜屋 隆次 殿

理 由

尖閣諸島の各島々に新たな字名を明示した行政標識を早急な設置及び関係
者の上陸の許可を求めるため。

尖閣諸島字名標柱設置のための上陸許可を求める意見書

国の存亡は「国民の生命と財産」「領土・領海・領空・資源」「国家の主権と名誉」を守り抜くことであり、国政において究極の使命であるとすれば、日本の領土である尖閣諸島を守ることは最重要課題であります。

尖閣諸島が我が国、固有の領土であり、沖縄県石垣市の行政区域であることは紛れもない事実であります。地籍は字名変更に伴い石垣市字登野城尖閣 2390 番地から 2394 番地となっております。

石垣市は 1969 年(昭和 44 年)、当時の石垣喜興市長が尖閣諸島に上陸し、魚釣島、久場島、大正島、南小島、北小島の 5 島に行政標識となる番地を記した標柱を設置し行政区域を明示しております。

しかし設置後 50 年余も経過し、字も読めないぐらい風化していることから石垣市の行政区域であることを国内外に広く知らしめ、日本の領土であることを示すためにも、新たな行政標識設置は重要であります。

尖閣諸島を行政区域として預かる石垣市行政当局及び石垣市議会が、適切な政策を講ずることが必要不可欠であり、東シナ海を取り巻く環境が厳しい折、早急な対応が求められております。

尖閣諸島の各島々に新たな字名を明示した行政標識を早急に設置するための関係者の上陸を認めてもらえるよう政府や関係省庁におかれましては特段のご配慮を求め、要請と致します。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

令和 7 年 12 月 15 日

石垣市議会

宛先 内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、外務大臣、財務大臣、国土交通大臣、防衛大臣、内閣府特命担当大臣(沖縄及び北方対策担当)